



下呂市がん検診等実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月22日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第167号

### 下呂市がん検診等実施要綱の一部を改正する要綱

下呂市がん検診等実施要綱（平成20年下呂市告示第30号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(検診の種類)				(検診の種類)			
第2条 検診の種類は、次の各号に掲げるものとする。				第2条 検診の種類は、次の各号に掲げるものとする。			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			
(3) <u>歯周病検診</u>				(3) <u>歯周疾患検診</u>			
(4) (略)				(4) (略)			
別表（第3条、第4条、第6条、第7条関係）				別表（第3条、第4条、第6条、第7条関係）			
検診種類	主な検査内容	対象者	自己負担額	検診種類	主な検査内容	対象者	自己負担額
がん検診の部・肝炎ウイルスの項（略）				がん検診の部・肝炎ウイルスの項（略）			
<u>歯周病検診</u>	歯周病検査	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳	500円	<u>歯周疾患検診</u>	歯周病検査	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳	500円

改正後				改正前			
		歳、70歳 の者				歳、70歳 の者	
健康診査及び保健指導の項 (略)				健康診査及び保健指導の項 (略)			

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。